

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	一宮市

一宮市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 一宮市活力創造部農業振興課
所在地 一宮市本町2丁目5番6号
電話番号 0586-28-9136
FAX番号 0586-73-9135
メールアドレス nogyo@city.ichinomiya.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	アライグマ・タヌキ・ハクビシン・ヌートリア
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	一宮市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
アライグマ	野菜	2,375 千円 0.57ha
タヌキ	野菜	3,375 千円 0.81ha
ハクビシン	野菜	500 千円 0.12ha
ヌートリア	野菜・水稲	1,315 千円 1.31ha

(2) 被害の傾向

<p>○アライグマ・タヌキ・ハクビシン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生息状況 市内全域で生息しているとみられ、近年では市街地での目撃情報も報告されている。 ・被害の発生時期 年間を通じて農業被害が発生している。 ・被害の発生場所 市内全域で発生している。 ・被害の増減傾向 農産物に対する食害（主に野菜）が中心で、被害の増減傾向は鳥獣の種類により異なるが、アライグマ、タヌキについては被害が増加している。 <p>○ヌートリア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生息状況 市内全域で生息しているとみられ、主に護岸が土手となっている河川に近い圃場付近に生息しているとみられる。 ・被害の発生時期 年間を通じて農業被害が発生している。 ・被害の発生場所 市内全域で発生している。 ・被害の増減傾向 農産物に対する食害（主に水稲）が中心で、被害の増減は減少傾向にある。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）		目標値（令和8年度）	
被害金額	アライグマ	2,375 千円	アライグマ	2,303 千円
	タヌキ	3,375 千円	タヌキ	3,273 千円
	ハクビシン	500 千円	ハクビシン	485 千円
	ヌートリア	1,315 千円	ヌートリア	1,275 千円
	合計	7,565 千円	合計	7,336 千円
被害面積	アライグマ	0.57 h a	アライグマ	0.55 h a
	タヌキ	0.81 h a	タヌキ	0.78 h a
	ハクビシン	0.12 h a	ハクビシン	0.11 h a
	ヌートリア	1.31 h a	ヌートリア	1.27 h a
	合計	2.81 h a	合計	2.71 h a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	農業被害については、箱罾による捕獲事業を捕獲事業者に委託している。 生活被害については、ペストコントロール協会を案内している。	箱罾は鳥獣による農業被害が発生している農地に設置するため、鳥獣の行動範囲次第では必ずしも捕獲できるものではない。
防護柵の設置等に関する取組	農業者において、防獣ネットなどによる侵入防止対策を行っている。	個々の農業者による農業被害防止対策に留まっており、地域に合った侵入防止対策の普及。
生息環境管理その他の取組	農業被害の要因となる、農地の遊休化（有害獣の定着）を防止するため、農地中間管理機構への農地貸付を推進している。	

(5) 今後の取組方針

現状では実施可能な手段として農業被害が防げない農地において箱罾による捕獲を実施しており、今後は箱罾の設置場所を工夫するなど、捕獲率の向上を図る。また、農業被害を予防するための対策（誘因物除去）を地域で実施するよう啓発を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

農業被害がある農地に、箱罾の設置・回収、使用・管理方法に関する指導、捕獲した鳥獣の処分を捕獲事業者へ委託する。
生活被害への対応としては、ペストコントロール協会への案内を継続する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	アライグマ タヌキ ハクビシン ヌートリア	対象鳥獣による被害農家に対し、捕獲事業者から箱罾を使用する際の餌の種類、箱罾設置場所などの助言を行い、効率的に捕獲ができるよう指導にあたる。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
農業被害面積および捕獲実績について、アライグマ、タヌキは増加傾向にあり、ハクビシンについては横ばい、ヌートリアについては減少傾向ではあるが、臨機対応も含め前期計画と同等とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
アライグマ	30頭	30頭	30頭
タヌキ	30頭	30頭	30頭
ハクビシン	30頭	30頭	30頭
ヌートリア	70頭	70頭	70頭

捕獲等の取組内容
○アライグマ・タヌキ・ハクビシン・ヌートリア
・捕獲手段：箱罾
・実施予定時期：通年
・捕獲予定場所：市内全域（農業被害がある農地に限る）

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	愛知県事務処理特例条例に基づき、鳥獣捕獲許可事務は愛知県より権限委譲されている。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
該当なし			

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
該当なし			

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	アライグマ タヌキ ハクビシン ヌートリア	<p>・ 生息環境管理</p> <p>農作物被害を予防するため以下の対策（誘因物除去）を地域で実施するよう啓発を行う。</p> <p>① 餌付けをしない。</p> <p>② 餌になる物（くず野菜・果樹、落果、摘果、生ゴミなど）を放置しない。</p> <p>③ 取り残した野菜・果樹は、早期に除去する</p> <p>④ ゴミ捨て場所が餌場にならないようにゴミ集積場の管理を十分に行う。</p> <p>⑤ 田んぼなど水辺近くの草を刈払い鳥獣の隠れ場所や侵入ルートを少なくする。</p>

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
尾張農林水産事務所農政課	指導及び助言
尾張農林水産事務所農業改良普及課	指導及び助言
尾張県民事務所環境保全課	指導及び助言

(2) 緊急時の連絡体制

一宮市における対象鳥獣は中型獣（アライグマ・タヌキ・ハクビシン・ヌートリア）を想定しており、対象鳥獣による生命に関わる被害は想定していない。なお、緊急事態においては、6（1）の関係機関と連携し収拾する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・ 捕獲事業委託先事業者において、対象鳥獣を適切に処理する。
・ 被害農家において、設置した捕獲檻の確認を1日1回以上行い、対象鳥獣以外の獣が捕獲された場合は、速やかに放獣するなど、適切な措置を実施する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし。
ペットフード	該当なし。
皮革	該当なし。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	該当なし。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	該当なし
構成機関の名称	役割

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
該当なし	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当なし。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし。
